

会議録（2021年度 第2回愛知県事業評価監視委員会）

- 1 日 時 2021年9月9日（木） 午後1時30分～午後4時15分
- 2 場 所 愛知県庁自治センター 第603会議室
- 3 出席者
（委員） 阿部委員、大橋委員、小川委員、加藤委員、藤森委員、
前田委員、山崎委員
（県建設局） 建設局技監、下水道課長、道路建設課担当課長、
砂防課長、河川課担当課長、建設企画課担当課長 他
（県農林基盤局） 農地整備課長、農林総務課担当課長 他
- 4 会議次第
 - （1）開会
 - （2）議事
 - ①第1回委員会 会議録の確認について
 - ②第1回委員会 修正評価調書の確認について
 - ③第3回委員会 審議対象事業の抽出について
 - ④対象事業の審議について
 - 【再評価】河川事業 3事業、
農業農村整備事業 2事業
 - 【事後評価】農業農村整備事業 3事業
 - （3）閉会

1 第1回委員会 会議録の確認について

特に意見なし。

[結論] 会議録について了承する。

2 第1回委員会 修正評価調書の確認について

①下水道事業：日光川下流域流域下水道

下水道課から、修正箇所を説明。

特に意見なし。

[結論] 修正評価調書について了承する。

②道路事業：一般国道151号（太和金バイパス）

道路建設課から、修正箇所を説明。

特に意見なし。

[結論] 修正評価調書について了承する。

③砂防等事業：豊浜区域、落合町区域

砂防課から、修正箇所を説明。

[委員] 豊浜区域の事業目標等の記載で、人家等よりも国道を先とする修正について、その趣旨説明として「国道を守り、その結果人家も守られるため」とあったが、正しくは、「国道の便益が人家のそれを大きく上回るため」である。

[県] 認識を誤っていた。

[委員] 豊浜区域の人家と旅館の便益額を比較した時、旅館の方が安いのはなぜか。

[県] 人家は建物被害を計上し、旅館は未計上のため。旅館の建物被害も計上することがより正確であるため、これを反映した形で評価調書を修正する。

[委員] 豊浜区域評価調書（案）に「国道247号があり、また人家2戸、旅館1軒など」とあるが「など」は不要ではないか。

[県] 対象に小さな畑があり「など」と記載した。

[委員] 「など」と「等」はいずれかに統一してほしい。

[県] 評価調書の表記を修正する。

砂防課から、再修正箇所を説明

[県] 旅館の便益額に建物被害を計上した。なお、B/Cの値に変化は生じなかった。また、「など」「等」の表記については「など」で統一した。

[結論] 修正評価調書について了承する。

3 第3回委員会 審議対象事業の抽出について

事務局より審議対象事業の概要を説明した後、抽出委員が抽出案を提案。

[抽出委員]

第3回の対象事業について、全19事業から審議対象とする8事業を抽出した。

抽出方法は、第1回委員会で確認した「審議対象とする事業及び抽出方法について」に従った。

再評価対象事業の抽出にあたっては、進捗状況と事業内容の考慮として、「進捗率の変化や、事業費や事業期間の大幅な増加の有無、B/Cの変化」に着目した他、再評価該当基準の考慮として、「社会情勢等の変化により審議の必要性が生じている事業や未着工の事業」がないか、そして、「過去の審議状況」の3点に着目した。

なお、2点目の、「社会情勢等の変化により審議の必要性が生じている事業や未着工の事業」については、今回は該当がなかった。

まず、前回再評価で審議済みではあるが、その後の進捗率に大きな変化が見られず、また、事業費の大幅な増加とB/Cの低下が生じている、7番の「岐阜稲沢線」を抽出した。

次に、いずれも過去未審議かつ事業期間の大幅な増加が生じていることに加え、進捗率に若干ながら低下が見られる、9番の「広久手八草線」と、事業費に大幅な増加が生じている、10番の「西中山越戸停車場線」を抽出した。

以降はいずれも過去未審議であることに加え、事業期間に対して進捗率が低い、2番の「名古屋豊田線」と、事業期間に大幅な増加が生じている4番の「名古屋岡崎線」、11番の「長篠東栄線」を抽出した。

なお3番の「瀬戸設楽線」は、未審議かつ進捗率の変化が小さいものの、完了

間近であるため対象外とした。

事後評価対象事業の抽出にあたっては、「投資効果発現状況の考慮」として、「事業目標の達成状況」や「事業効果の発現状況」に問題があるものはないか、「過去の審議状況の考慮」として、「再評価において何らかの指摘があった事業」や、「過去に審議されていない事業」がないか、に着目したが、「過去に審議されていない事業」以外に該当はなかった。

過去未審議の事業は3事業あるが、事業種別のバランスを考慮し、交通安全対策事業、街路事業から、それぞれ1つを抽出することとした。

交通安全対策事業の2件は、いずれも交差点改良事業だが、危険通学路対策の位置づけのある2番の「奥田河和線」を抽出した。

街路事業の3件からは、過去未審議の4番「小松原街道線」を抽出した。

以上、再評価から2番・4番・7番・9番・10番・11番の6件、事後評価から2番・4番の2件の、合計8件を提案する。

[結論] 抽出委員の抽出案を了承する。

4 対象事業の審議について

【再評価】

(1) 河川事業

①費用対効果の算出方法

河川課から説明。

特に意見なし。

②河川事業：二級河川日光川水系の審議

河川課から説明。

[委員] 事後評価に準ずるフォローアップの水位低減効果について、水位縦断図を見ると善太川の水位は「マイナス」であるが、日光川では「プラス」である。合流部には何か構造物が存在しているのか。また、常に水位差はあるのか。

[県] 合流部には締切用の構造物があり、常に善太川が数メートル低い状態である。排水はポンプにより行っている。

[委員] 善太川の水位はポンプ能力に支配されることとなると思うが、水位計算でポンプ排水を考慮しているか。

[県] 水位計算でポンプ排水を考慮している。ポンプの影響は中流域まで及び、降雨前にはポンプの運転を行い水位調整しているが、上流域で断面不足による浸水被害が生じている。そのため、上流部の改修により水位低減効果が認められる。

[委員] 長期化の理由の記載について、「耐震化及び日光川水閘門の改築を優先してきた」とあるが、計画に水閘門の改築が含まれているため、これを優先したことが長期化する理由にはならない。どういうことか教えてほしい。

[県] 日光川の前算の大半を日光川水閘門の改築に使用したため、整備延長ベースの進捗率は低い状況となっている。

[委員] 承知したが、調書等に記載されている表現では県民には伝わらないので、表現を修正すること。

[県] 評価調書の表記を修正する。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

③河川事業：二級河川神戸川水系の審議

河川課から説明。

[委員] 判定結果を説明した際のスライド資料について、「すべてB判定である」と記載があったが、「すべてB判定以上である」の間違いではないか。

[県] 調書には判定結果Aもあるため、ご指摘のとおりである。

[委員] 樋門の軟弱地盤対策により全体事業費が大幅に増大しているが、理由は何か。

[県] 全体事業費に対する樋門改築に要する費用の割合が高いため、改築費用の増大が全体事業費に大きく影響する。特に、樋門基礎工及び仮設工で鋼管杭の施工が必要になったため、費用増大の要因となった。

[委員] 評価調書 p.5 の「表4 費用便益分析表」について、宅地面積の変化が小さいにも関わらず、一般資産被害額が大きく増加している理由は何か。

[県] 浸水範囲内の事業所が増えたためである。特に河口付近に大きな工場があり、これを資産に考慮したため、大きく増加した。

[結論] 対応方針（案）を了承する。

④河川事業：二級河川落合川水系の審議

河川課から説明。

特に意見なし。

[結論] 対応方針（案）について了承する。

（２）農業農村整備事業

①費用対効果の算出方法

農地整備課から説明。

特に意見なし。

②農業農村整備事業（特定農業用管水路特別対策事業）：立田地区の審議

農地整備課から説明。

[委員] 評価調書にて、費用が増えた要因は記載されているが、効果が増えた要因は何か。

[県] 2015年に国のマニュアルが改訂され、新たに国産農産物安定供給効果を見込んでいる。作物生産効果、品質向上効果も上がっているが、これは、基準年を再評価時点に変更したためである。

[委員] 国産農産物の供給を安定化することに価値が認められたということか。

[県] その通りである。

[委員] 調書の「変動要因の分析」に「新たに国産農産物安定供給効果を追加した」など記載すべきである。費用が上がっているのに、つじつまを合わせたように誤解を生む可能性がある。

[県] 評価調書の表記を修正する。

[委員] アスベスト撤去に係る効果を見ていないため、無理のある評価に感じる。

[県] 国にはアスベスト撤去に係る効果を算定できるよう要望している。本事業は石綿管除去のため特別な対策を取るなど、事業費が割高になる傾向があるにも関わらず、その効果を見込めないで、効果は低くなっている。

[委員] 新たな効果算定は国に要望しなくてはならないのか。

[県] 国のマニュアルには、地域の状況を鑑み算定することができると記載されているが、県が独自に算定方法を確立し効果を見ることは全国的に少ないと思われる。

[委員] 正当性を主張できるのであれば、愛知県独自の効果があってもいいのではないか。ちなみに、国へはどのように要望しているのか。

[県] 事業制度ができた平成 18 年に、何度か国に効果項目の追加を要望している。また、事業の新規採択にあたり国の審査を受けるため、その際は要望している。

[委員] 国に事業を要求する B/C と県の評価時の B/C は一緒でなくてはいけないのか。建設局には愛知県独自の評価手法がたくさんあるが、農林基盤局は少ない。参考としてアスベスト撤去による効果を調書の欄外に記載してはどうか。

[県] 評価手法の確立は難しいと思われる。アスベスト撤去に係る効果については、貨幣価値化困難な効果として調書に記載している。

[委員] 事業課には、県独自の評価手法の導入について、今後も検討をしてもらいたい。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

③農業農村整備事業（特定農業用管水路特別対策事業）：諸桑地区の審議
農地整備課から説明。

[委員] 交通規制等に配慮して工期を延伸しているということだが、事前に配慮できないものなのか。

[県] 農家以外の周辺の地域の方には事業が始まってから工事の説明をするのが一般的で、その中で、交通規制への意見があったため、工期が延伸となった。

[委員] それは理解している。事前に地域との調整による進捗の遅延も考慮した事業工期にできないのか。

[県] 事業工期については適切な工期で当初から立てられるよう努めたいが、交通配慮以外にも、県が要望する予算が思うようにつかないなどで工期が伸びてしまうこともある。なお、今後は国が防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を打ち出していることもあり、計画より早く終わる地区もあるかと思う。この地区については、これまで交通の多い場所、口径の大きな管を直していたが、今後は小口径で交通に支障のない区域に入るので、計画通りに終わると考えている。

[委員] 今後も工期を延ばさない手立てを議論してもらいたい。

[結論] 対応方針（案）を了承する。

【事後評価】

（1）農業農村整備事業

①農業農村整備事業（畑地帯総合土地改良事業）：般若2期地区の審議

農地整備課から説明。

特に意見なし。

[結論] 対応方針（案）について了承する。

②農業農村整備事業（たん水防除事業）：渥美第四地区の審議

農地整備課から説明。

[委員] 20年に一度の雨量に対して対応出来るように整備する計画になっているが、過去5年以内にその雨量に近い降雨が2度記録されている。今の時代では20年に1度の基準雨量より大きな雨量に対応出来る排水機場の整備が必要ではないか。

[県] 20年に一度の基準雨量で整備することは、国の基準に基づいて計画されている。

[委員] 古い機場が現在の基準雨量に対応出来ていないというのは納得できるが、基準雨量が変わることによって新しく整備された機場が能力不足と判断されているのであれば、基準ギリギリで整備するのではなく余裕を持った計画で整備されれば結果的に県民のコストも低く抑えられるのではないか。

[県] 国から補助を頂いている以上、国の基準に合わせて整備する必要がある
実運用としては、予備排水を実施するなど対応している。また、国としても昨今、豪雨対策、流域治水などが叫ばれているが、基準の見直しといった動きがあるとは聞いていない。

[結論] 対応方針（案）を了承する。

③農業農村整備事業（地盤沈下対策事業）：福田川地区の審議

農地整備課から説明。

[委員] 「事業のあらまし」について、「急激な地盤沈下による機能低下」とはどのようなことか。

[県] 名古屋市を含む愛知県西部の地域において、1960年から1970年代にかけての高度経済成長期に地下水を大量にくみ上げたことにより地盤沈下が発生しており、大きいところで140cm程度変動している。これにより、流域内の地盤も1m以上沈下しているが、排水先の日光川や海の水位は変わらないことから、排水機場の能力が不足することとなっていた。

[委員] もともとの排水機場はいつ頃に整備されたのか。

[県] 昭和初期に整備されている。

[委員] 機能というより性能ではないか。

[県] 事業制度上、機能低下としている。

[委員] 「急激な地盤沈下による機能低下」という表現がわかりづらいため、先ほ

ど説明のあった時代背景がわかるように整備時期や地盤沈下の発生時期を記入するなど表現を工夫してわかりやすくしてはどうか。

[県] 評価調書の「事業のあらまし」を修正する。

[委員] 流域はどのように決めているのか。

[県] 福田川に排水している地域としている。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。